

公共図書館ネットワーク論の現状と課題

葉袋 秀樹

はじめに

現在、公共図書館のネットワークに様々な観点から注目が集まりつつある。これまで、このテーマについては多くの論議が行われているが、それには次の二つの大きな特徴がある。

- 論議を統一的に整理したものがないこと。
- 論議が様々なテーマにわたっており、それぞれ研究論文の対象となるべきテーマであるにもかかわらず、研究論文が少ないこと。

そこで、本稿では、公共図書館のネットワークに関する理解を進め、今後の研究と論議の手がかりとするために、このテーマに関する論議の歴史と枠組を整理し、その現状と問題点を明らかにする。なお、できる限り日米の比較を行うことによって日本の特徴を明らかにするように努める。米国の事情としては、カリフォルニア州とイリノイ州の例を参考にする。

したがって、本稿では、公共図書館ネットワークの各テーマについて詳細な検討を行うことはできない。文献・資料についても、多数の文献があるため、あくまで、主要文献・資料を示すことにとどめる。

1 図書館ネットワークの概念

この章では、米国の論議をもとに、ネットワークの概念とモデルを明らかにする。

1.1 図書館ネットワークの概念

公共図書館の協力組織に関する用語としてネットワークとシステムがあ

る。アメリカ図書館協会の用語集『ALA 図書館情報学辞典』では、ネットワークとシステムは次のように区別されている。¹⁾

図書館システム

協力システムや連合システム²⁾のように、特定の結果を得るために、独立した自治能力のある図書館が公式または非公式の合意に基づいて結成するグループ。

図書館ネットワーク

協同計画とサービスを集中方式で発展させる、図書館協力活動の特定化された型の一つ。コンピュータとテレコミュニケーションの利用を含み、単にネットワークの計画を調整するのではなく、それを達成する中心的な事務局とスタッフの確立を必要とする。

図書館システムには、一地方公共団体の図書館組織の場合と複数の地方公共団体からなる協力組織の場合があり、ここでは後者のみを紹介した。このように、米国では、複数地方公共団体からなる協力組織に対しても図書館システムの用語が用いられている。

協力システムでは、システムの政策決定機関が共通するサービスを計画・調整し、³⁾ 連合システムでは、システムの中央管理機関が協力サービスについて調整・助言を行うとされている。⁴⁾ このように、ネットワークの定義は、(a)機能(調整ではなく集中方式)、(b)組織(単なる管理機関ではなく、実行を担う中心的な事務局とスタッフの存在)、(c)技術(コンピュータとテレコミュニケーション)の3点でシステムのそれと異なっている。逆に言えば、図書館システムは、コンピュータとテレコミュニケーションの普及以前に用いられるようになった用語であり、調整によって運営される組織であるといえる。

このほかに、図書館システムは複数地方公共団体の公共図書館からなる協力組織に、ネットワークは州レベルの多館種図書館の協力組織に用いられる傾向がある。森耕一は、システムとネットワークを区別して、一地方公共団体の設置する図書館の協力組織を狭義の図書館システムと呼び、複数の地方公共団体からなる協力組織を図書館ネットワークと呼ぶことを提言している。⁵⁾ わかりやすい用法ではあるが、米国には歴史的に図書館システムが存在しているので、米国の事例や歴史を考察するには不適切であ

ると思われる。

したがって、本稿では、米国の考え方をもとに、わが国の現状を考慮して、複数地方公共団体の公共図書館からなる図書館システムを図書館システムまたは公共図書館システム、県域レベルの協力組織およびその前段階にあたる協力活動を図書館ネットワークと呼ぶことにする。

1.2 米国の公共図書館ネットワークのモデル

1.2.1 米国の図書館システム形成の理由

(1) サービスの質的向上の必要性

カリフォルニア州立図書館長 Carma R. Leigh は、1962年に、「図書館サービス法と図書館システムの発展」と題する発表の中で、予算の増額を正当と感じさせるような質を持ったサービスの実施を提案し、選書や蔵書構築、情報サービスやレファレンス・サービスなどの重要性を指摘している。そして、その背景として、農村と小都市の図書館はこれまでポピュラーな貸出サービスに力を入れ過ぎ、求められる情報サービスやレファレンス・サービスを提供していれば当然得られたはずの支持を得てこなかったと指摘している。⁶⁾

同年、Joseph L. Wheeler と Herbert Goldhor は、定評あるテキスト *Practical Administration of Public Libraries* で、ほぼ次のように指摘している。⁷⁾ カウンティ図書館は、伝統的に児童、学校に対するサービスを重視してきたが、成人サービスの開発にはほとんど成功せず、図書館の発展の可能性を生かすことができなかった。特に、専門的資料の提供、レファレンス情報、成人に対する読書案内の提供などの専門的サービスを提供することができなかった。しかし、ようやく、専門的サービスの提供を重視するようになってきた。

これらの見解から、当時の公共図書館のサービス水準の低さとサービス向上の意図が明らかになる。

(2) 相互協力の必要性

1959年に、カリフォルニア州公共図書館委員会が作成した州内図書館の現状に関する報告書は、図書館システムの設置を提言し、その必要性の理由として、おおむね次のように述べている。⁸⁾

大図書館（大都市の図書館）と小図書館（小都市や農村の図書館）を一館単位で比較すると、大図書館の方が、人口一人当りの支出は少ないにもかかわらず、資源の規模が大きいだけでなく、専門的で質の高い効率的なサービスを提供している。蔵書冊数と職員数の等しい大図書館と小図書館群を比較すると、資源の規模は同じでも、大図書館の方が、専門的で効率的なサービスを提供している。小図書館は、住民が権利を持つサービスを提供するのに必要な資源を持っていない。大図書館の利点の多くは、図書館協力を通じて、小図書館も享受することができる。

(3) 図書館システムの必要性

カリフォルニア州公共図書館委員会の報告書は、こうした限界を打破するために、隣接地域の公共図書館は図書館システムに加盟することによって協力すべきであると勧告している。また、補足的図書館サービスの提供のため、広域サービスセンターを開発すべきであると勧告している。⁹⁾

1.2.2 米国の公共図書館ネットワークの階層構造

米国の公共図書館界では、1950年代末から1960年代にかけて、ペンシルバニア、メリーランドなどの州域ネットワーク、ニューヨーク、シカゴ、ロスアンゼルスなどの大都市の市立図書館システムがそれぞれ3段階で計画されてきた。^{10,11)}カリフォルニア州では、1965年に州内公共図書館資源を調査しサービス目標を提言した報告書を作成しており、その中で上記の3段階について数量的基準を示している。¹²⁾

この州域ネットワークと大都市のシステムの段階を組み合わせ、それにカリフォルニア州の基準を加えることによって、表1のような図書館ネットワークの階層構造のモデルを考えることができる。¹³⁾（米国の地方自治制度は複雑であるため、ここでは簡略化して考えてある。）

レベルⅡのうち中都市の中央図書館は、小都市も含めて、レベルⅠに対する中央図書館の役割を持ち、レベルⅢは、レベルⅡに対する中央図書館の役割を持つ。

表1 図書館ネットワークの階層構造のモデル

構成要素 レベル	資 料	設 立 主 体 と 位 置				
		小都市	中都市	大都市	州	大 学
レベルIII Reference and Research Center	図書；雑誌 75-100万点 8000誌			中 央 図 書 館	州 立 図 書 館	中 央 図 書 館
レベルII Regional Library	図書；雑誌 10-12万点 700-1000誌		中 央 図 書 館	地 区 中 央 館		
レベルI Local Library	図書；雑誌 5万点 200誌	図 書 館	地 域 図 書 館	地 域 図 書 館		

図書館システム

州域ネットワーク

レベルIII：Reference and Research Center（またはResource Center）

レベルII：Regional Library（またはArea Library、District Library）

レベルI：Local Library（またはCommunity Library）

1.2.3 米国の公共図書館ネットワークの機能

(1) 図書館システムの機能

カリフォルニア州では、1960年代中頃、州立図書館が州内の図書館システムの機能について調査を行い、その結果を分析して、共同実施されている機能として次の18点をあげている。¹⁴⁾ それを整理すると、次の16点となる。

- ① 図書館資料の充実（中心図書館および各図書館）と分担収集
- ② 各言語の図書館資料の充実（中心図書館および各図書館）
- ③ 共同フィルム・センター
- ④ マイクロフィルム設備の充実、共同利用
- ⑤ 複写サービスの充実、共同利用
- ⑥ ブックモビルの共同運行
- ⑦ 児童サービスプログラムの分担
- ⑧ 総合目録（単行書、雑誌、参考図書）
- ⑨ 配送サービス網（Delivery Service）

- ⑩テレタイプ通信網
- ⑪共通貸出券
- ⑫共同助言・コンサルタントサービス（児童サービス含む）
- ⑬共同 PR
- ⑭実務研修の共同実施
- ⑮共同調査
- ⑯集中整理（本調査では除かれているが、いくつかのシステムで実施されている。）¹⁵⁾

ここで注目すべきことは、図書館システムの設置に際して中心図書館および各図書館の資料の充実が行われていることである。システムとは各図書館の単なる集合体ではないことがわかる。

(2) 州域ネットワークの機能

一般に、州域ネットワークの主な機能として次の4点をあげることができる。

- ①書誌情報の提供
- ②相互貸借
- ③配送サービス
- ④レファレンス・サービス

OCLC等書誌ユーティリティの発展の結果、州域ネットワークおよびその加盟図書館は書誌ユーティリティから書誌情報の提供を受けるようになった。この結果、州域ネットワークは書誌情報の提供に関して多様な機能を果たすことになった。Suzan K. Martinは、書誌情報の提供を中心に米国の広域ネットワークの活動を概観している。¹⁶⁾ 一定程度共通している機能として次の6点がある。

- ①書誌ユーティリティの仲介による費用の割引
- ②データベースによる情報検索の仲介による費用の割引
- ③広域データベース（総合目録）の作成・利用
- ④ソフトウェアの訓練・技術的支援、ソフトウェアの購入割引
- ⑤電子メール等の電子コミュニケーション・ネットワーク
- ⑥継続教育、スタッフ育成

2 公共図書館ネットワーク論の系譜

この章では、わが国における公共図書館のネットワークに関する論議の歴史を考察する。ネットワーク論は、行政レベルおよび対象面積の広さによって、都道府県立図書館（以下県立図書館という）を中心とする都道府県域（以下県域という）ネットワークと、複数の市町村を対象とする広域の図書館システムの二つに分かれる。

2.1 県立図書館の協力・援助

2.1.1 協力・援助の意義

(1) 県立図書館の役割

わが国では、公共図書館の相互協力は主に県立図書館と市町村立図書館との間で考えられてきた。この理由は、おおむね次の通りであろう。

①市立図書館の弱体

1960年当時には、県庁所在市の約3分の2には実質的には市立図書館がなかったため、有力な市立図書館は少なく、市立図書館は全般的に弱体であった。

②県立図書館の相対的優位

したがって、多くの県には県立図書館と中小図書館しかなく、県立図書館は相対的に大規模であった。

③県立図書館の役割

県立図書館の役割は必ずしも明確ではなかったが、県立図書館が全域サービスを任務としていることは明らかであり、市立図書館側では、市立図書館への援助の必要性を広く認識していた。

④県立図書館の協力援助の欠如

1960年当時相互貸借はほとんど行われていなかった。当時の資源で可能な協力すらも行われておらず、改革の余地があった。

(2) 県立図書館の機能

市町村立図書館に対する県立図書館の援助は、かつては「相互協力」と呼ばれた。しかし、『中小都市における公共図書館の運営』（以下『中小レ

ポート』という)では、“県立図書館が県内の市町村立図書館へ資料を貸出すことは本来『相互』貸借ではない。(中略)これは恩恵ではなく、県立図書館の存在そのものにかかる当然の任務である。”¹⁷⁾と述べている。この考え方を応用すれば、当然「相互協力」ではなくなる。筆者は、これに代えて「協力・援助」という表現を用いてきた。これは、“相互協力と一方的援助の両方を含む概念”¹⁸⁾である。中心は一方的援助であるが、地域資料など相互協力の側面もあるため、協力・援助という表現を用いている。最近では、援助ではなくサービスであるという観点から、国立国会図書館の対図書館サービス¹⁹⁾にならって、「対図書館サービス」と呼ぶ考え方が生れている。²⁰⁾

2.1.2 1960年代の論議

県立図書館を中心とする県域の相互協力体制は、ネットワークの概念が普及する前から、県立図書館の機能論の分野で県立図書館の相互協力として論じられてきた。かつて、筆者はその歴史の一部を簡略にまとめたことがあるが、^{21,22)}ここでは主な文献を中心に、改めてその歴史を振り返って見る。

この過程の特徴は、県立図書館の機能が再三論じられながら、本格的な議論の対象とならず、その比較対照がほとんど行われていないこと、『公立図書館の任務と目標』で初めて体系化されたことである。

(1) 『中小レポート』

第6章「図書館設置と相互協力」の「62 図書館協力」で、市町村立図書館に対する援助に関する県立図書館の役割が示された。²³⁾ この内容は今日でも非常に優れたものであるが、市町村立図書館への援助のみが取り上げられて、県立図書館の直接サービスが取り上げられなかったため、県立図書館の役割全体が示されず、必ずしも県立図書館には受け入れられなかったようである。²⁴⁾

(2) 県立図書館レポート

1963年から1964年にかけて、『図書館雑誌』誌上で県立図書館に関する特集が4回生まれ、積極的な論議が行われた。何点か優れた内容の記事が見られたが、中心は市町村立図書館の振興にあり、協力貸出の重要性が指摘

されるにとどまった。²⁵⁾

その後、日本図書館協会では、中小都市、小都市に続いて、県立図書館のあり方を解明するために都道府県立図書館運営研究委員会を設置し1966年から1967年にかけて4館の実態調査を実施したが、蒲池委員長が全国図書館大会で報告するにとどまり、最終的な報告書（『中小レポート』に対応する『県立レポート』等）の刊行には至らなかった。²⁶⁾

(3) 望ましい基準案（1967年）

1967年3月、社会教育審議会施設分科小委員会による「公立図書館設置および運営の基準案」²⁷⁾が施設分科会で承認されたが、最終的に公示には至らなかった。項目ごとに県立、市（区）立、町村立の各図書館に関する記述から構成されており、県立図書館の役割に関しては、簡単ではあるが、必要な事項（協力貸出、レファレンス、総合目録）は盛り込まれている。

2.1.3 1970年代の論議

(1) 県立図書館機能論

1960年代末からの「図書館の図書館」を主張する都立中央図書館の計画などを一つの契機として、1970年代に入ると、県立図書館の機能が論じられるようになった。

『図書館雑誌』1972年11月号「都道府県立図書館特集」がその一例である。この中では、図書館問題研究会神奈川支部県立図書館問題臨時委員会「県立図書館の機能を考える（試案）」²⁸⁾が、任務（サービス対象）と機能（サービス方法）を分けて、立体的、論理的に構成している点で優れている。²⁹⁾しかし、全体としては、抽象的な機能論が中心で、実践上の成果はほとんど取り上げられていない。

(2) 望ましい基準案（1972—1973年）

1971年から73年にかけて、社会教育審議会施設分科会で「公立図書館の望ましい基準」の審議が行われた。図書館専門委員会案³⁰⁾が作成され、それを修正した案³¹⁾が施設分科会で承認され、社会教育審議会総会で一応承認されたが、結局公示に至らなかった。³²⁾

これらのうち、市町村立図書館に関する部分については、これまで様々な論じられているものの、県立図書館に関する部分については具体的な検

討はほとんど行なわれていない。

前者は「4」、後者は「第3章」が「都道府県立図書館」にあてられ、ともに機能の説明が全般的に詳しくなったほか、「市町村立図書館への援助」の項目がもうけられている。前者では、県立図書館で応えられない要求に対して、他の図書館への援助の依頼、資料の保存、研修への援助が追加されて充実しているが、総合目録は、郷土資料などの特定資料に限定されている。表現の不十分な点はあるが、県立図書館の協力・援助機能は十分盛り込まれている。

県立図書館の蔵書と職員の規模の点で、次の2つの問題がある。

- ①年間増加（収集）冊数3万冊以上と蔵書冊数30万冊以上との間に整合性がないこと。最低ランクの蔵書30万冊、増加冊数年間2万5000冊（ほかに複本5000冊）であれば、保存期間は12年にとどまる。
- ②県の人口規模が軽視されていること。蔵書・職員について人口段階別の観点が弱い（委員会報告）か、全く見られない。（施設分科報告）

2.1.4 1980年代の論議

(1) 全公図ナショナルプランと図書館事業基本法案

1978年頃から全国公共図書館協議会（全公図）は公共図書館の振興と公共図書館のネットワーク化を目的として公共図書館の全国計画（ナショナル・プラン）策定作業を進めた。1982年3月、全公図は「図書館全国計画〔試案〕—公共図書館の広域システム化計画」を発表した。これは、市町村レベルから国レベルまでを、市区町村単位の地域システム（複数町村からなる組合システム含む）—広域システム—ブロック域システム（複数の広域システムによる協力関係で、全国8ブロックに分かれる）—全国システムの4段階に分けて全国ネットワークを構想したものである。³³⁾ 全国8ブロックに分けるブロック域システムが、他の計画に見られないユニークな点であったが、図書館界では特に論議されることもなく終わった。

他方、1978年5月図書館議員連盟（図議連）が発足し、その呼びかけにもとづいて、1981年5月図書館事業振興法（仮称）検討委員会が発足し、9月全館種を対象とした「図書館事業基本法要綱（案）」が発表された。

この法案の第3章は「図書館の相互協力」にあてられており、総合的図書館サービスの提供のためのネットワークの形成と資料の共同保管（第13条）、地域別、館種別、専門分野別の図書館ネットワークの組織（第14条）、各種図書館のための地域別、専門分野別共同保管図書館の設置（第15条）、図書館に対する資料・情報の提供等を行う図書館センターの設置（第16条）、国による経費の負担等（第17条）を定めている。³⁴⁾ この法案の特徴は、全館種の図書館を対象としていることである。

しかし、この法案は、作成のための議論の手続きに問題があり、参加団体および図書館界の反対に遭遇し、混乱のみをもたらして消滅した。

(2) 図書館問題研究会の図書館政策

図書館事業基本法案に対して図書館界には危機感が生れ、図書館問題研究会、日本図書館研究会³⁵⁾による自主的な政策の検討が進められた。

1982年9月、図書館問題研究会から同政策委員会「住民の権利としての図書館を（1982）—図書館問題研究会政策委員会報告」が発表された。この「II—五 システムを支える図書館の協力と援助」の第3～6項では県立図書館の任務を明らかにしている。³⁶⁾ 内容は、おおむね「望ましい基準（案）」と同様であるが、新たに、協力車の運行、県内出版情報の提供を明記している点、保存、研修には触れていない点の特徴である。

日本図書館協会図書館政策特別委員会でも、組織的・継続的に政策の検討を進めることになった。これらの政策研究の活動にはある程度一貫した底流があるものと思われる。

(3) 「公立図書館の任務と目標」

日本図書館協会図書館政策特別委員会での検討は1987年9月の「公立図書館の任務と目標（最終報告）」³⁷⁾に結実し、1989年3月「公立図書館の任務と目標 解説」³⁸⁾が出版された。

全体の構成の特徴は、「第5章 都道府県の図書館振興策」で、初めて県および県教委による図書館振興策を位置付け、県立図書館の役割をそれとの関わりにおいて位置付けたことである。

県立図書館については「第3章 都道府県立図書館」で論じられており、1.役割と機能、2.市町村立図書館への援助、3.図書館資料、4.相互協力の4節に分かれている。

この特徴は次の6点である。

- ①住民への直接サービスと市町村立図書館へのサービスの両方を位置づけた上で、住民の利用のしやすさの観点から、後者を第一義的な機能と評価していること。
- ②県立図書館による個人貸出、児童サービスの必要性を明らかにし、市町村立図書館の児童サービスに対する援助の内容を示したこと。
- ③協力車の運行について明確に規定したこと。
- ④県立図書館で応えられない要求について他図書館への依頼の必要性を示したこと。
- ⑤市町村立図書館間協力に対する援助の必要性を示し、協力車運行の目的の一つとして位置づけたこと。
- ⑥県による図書館振興策の立案に対し、資料提供による援助の役割を示したこと。

この県立図書館論の最大の特徴は、県立図書館の役割を、協力・援助だけではなく、県立図書館のサービス全体の中に位置付けたことである。

(4) 社会教育審議会社会教育施設分科会中間報告

1988年2月、社会教育審議会社会教育施設分科会から「新しい時代（生涯学習・高度情報化の時代）に向けての公共図書館の在り方について一中間報告」³⁹⁾が発表された。

この「第2 公共図書館ネットワークの在り方」では、ネットワークの意義、方向、内容、進め方の4項目について論じている。この特徴は、次の4点である。

- ①「内容」について、公共図書館間のネットワーク、公共図書館と類縁機関とのネットワークの順序で論じているが、記述量は後者の方が多く、類縁機関とのネットワークにかなりの重点が置かれている。
- ②公共図書館以外の他館種の図書館や視聴覚センターは、類縁機関の中に含まれており、図書館ネットワークの観点が弱い。
- ③公共図書館ネットワークの中では、県立図書館の役割が重視され、県立図書館と市町村立図書館の間で分担収集が考えられている。
- ④ネットワーク化の進め方やコンピュータ化については、段階的な考え方が取り入れられており、評価できる。

この報告には、図書館間のネットワークだけでなく、他の社会教育施設や類縁機関とのネットワークが盛り込まれていたために、理解しにくかった。このため、図書館界で一定の論議が行われたにもかかわらず、ネットワークの考え方に対しては誤解もあり、十分な検討は行われなかった。

2.2 複数市町村立図書館の相互協力

2.2.1 複数市町村立図書館協力の必要性

現在、わが国には、米国の図書館システムのような複数の市町村からなる制度化された協力組織は存在しない。複数の市町村立図書館の相互協力は個々の事業に関する自発的な協力に限られている。したがって、ここでは、こうした自発的な協力を取りあげることにする。

複数市町村立図書館間で相互協力が必要なのは下記の理由である。

- ①県立図書館の協力援助は、市町村立図書館の増加・充実につれて、新たな局面を迎える。協力対象図書館数が増加する反面、大都市図書館の自立化が進む。町村立図書館は市立図書館よりも弱体であり、しかも、県立図書館から遠距離にある。したがって、都市部と同じレベルのサービスを提供するには、遠距離を経由する大規模な援助が必要である。
- ②しかも、地方の県は、県域の広さ、交通手段の未整備等の点で、大都市圏の県に比べて格段に不利である。これらの点は、県立図書館からの協力援助にとっては阻害要因となる。
- ③米国では、図書館システムが最初に整備され、それが基盤となって、図書館ネットワークが構成されている。わが国では、発展の段階・順序は異なるとしても、ネットワークの基礎を固めるには図書館システムの整備が必要である。
- ④大都市図書館の充実

1980年代に入って、市立図書館、特に先進図書館や大都市図書館の規模が増大する傾向が見られる。大規模市立図書館の県立図書館に対する要求には停滞の傾向が見え始めており、⁴⁰⁾ これらの図書館から他の市町村立図書館に対する自発的な援助も行われている。

2.2.2 1970—80年代の論議

(1) アメリカ公共図書館システム調査

1974年から1976年にかけて、日本図書館協会は3か年にわたって、「アメリカの図書館システム」に関する現地調査を行なった。^{41,42,43)}

叶沢清介（日本図書館協会事務局長）によれば、この調査の目的は次のようなものである。各地方公共団体単位のサービス網が整備されても、地方公共団体の規模によって図書館サービスに格差が生ずる。これを補うには、図書館協力によってサービスのより大きなプールを創り出す必要があり、そのための図書館協力の方法を解明する必要がある。この点から先進国の図書館協力の方法、すなわち、図書館システムの現状を明らかにすることが必要になってくる。⁴⁴⁾

各年度の調査対象館の設置主体は次の通りである。（複数の図書館を見学している場合が多いが、中心館に限定した。）

1974年度 カウンティ図書館3、 市立図書館2

1975年度 市立図書館5

1976年度 カウンティ図書館4、 市立図書館1

この調査には次のような問題がある。

まず、報告書の問題点は次の2点である。

- ①内容は各図書館の実務や利用者の現状の全般的な紹介が大部分で、図書館システムの機能や構造に対する関心が希薄であること。
- ②1974年度と1976年度の報告書は個別の報告に終始し、全体の総括が行われていない上に、記述に統一性が見られず、3か年全体の総括も行われていないこと。

次に、根本的な問題は、調査対象が不適切なことである。調査報告のうちには標題に図書館システムをあげているものが2件あるが、いずれも中心となる市立図書館の現状紹介が中心で、図書館システムには数ページをさいているにすぎない。結果として、7件がカウンティ図書館、8件が市立図書館ということになる。叶沢のまえがきを前提とするかぎり、不適切な調査対象館を選択してしまったといわざるをえない。

しかし、これを契機に、複数市町村立図書館間の相互協力に関心が集まったことは確かである。

(2) 図書館問題研究会の図書館政策

市町村立図書館間の相互協力には、「5 システムを支える図書館の協力と援助」の中で1項目をさいている。⁴⁵⁾ 相互協力によって、それぞれのサービスを大きくひろげることができ、協力のための機構ができれば、ネットワーク形成への萌芽となると述べている。

(3) 『公立図書館の任務と目標』

「第2章 市(区)町村立図書館 4 相互協力」でそのあり方を示している。⁴⁶⁾ これまでで最も詳しい記述である。2項目をさき、「一自治体を越えて各市町村の図書館システムが相互に協力しあうことが必要である。相互協力は、まず最も緊密な関係にある市町村の間で協定して行う」と述べ、説明の重点が可能性から必要性へ移り、協力の手続きについてもよりくわしく説明している。

(4) 文部省「特色のある図書館実態調査」

社会教育審議会社会教育施設分科会中間報告と共に発表された文部省社会教育局学習情報課「特色ある図書館実態調査」の中に複数市町村立図書館間の相互協力の事例が含まれている。⁴⁷⁾ この種の相互協力に関する実態調査はこれまで行われていない。その数は6件で、「行政区域を越えて相互利用を行なっている事例」3件、「行政区域を越えて図書館協力を行なっている事例」3件からなる。県立図書館の報告によるため、件数はきわめて少なく、他の多くの事例がもれているが、「調査」としてまとめられた点に意義があるといえよう。

2.3 各県の図書館ネットワーク構想

2.3.1 県域ネットワーク構想の問題点

糸賀雅児(慶応大学)等は、1989年に、1985年以降に公表された13府県の図書館ネットワーク構想を対象に、図書館ネットワークの概念、目録業務(県立図書館蔵書データベース、県内総合目録)、相互貸借(検索、相互貸借規程、巡回車)、情報サービス(他機関との協力、外部データベース)、分担収集と分担保存(収集、保存)の5項目についてくわしく比較検討して次のような問題点を示している。⁴⁸⁾

①名称や形態からみて、図書館ネットワーク構想にはかなりの多様性が

ある。

- ②公共図書館の使命と役割、特に、他機関に対する共通性と独自性を明らかにする必要がある。
- ③県立図書館の新改築に伴う整備計画の色彩が強く、図書館ネットワークはコンピュータ導入予算の獲得手段となっている傾向もある。
- ④既にコンピュータを導入している市町村立図書館の整理業務との関係、書誌情報の品質管理、標準化に関する考慮が不十分である。
- ⑤総合目録の必要性、作成範囲、作成手段の検討が不十分である。
- ⑥書誌情報データベースが重視されすぎ、資料の配送と保存が軽視されている。
- ⑦情報サービスについては、実際の需要の有無の予測、類縁機関側の対外的情報サービスのための基盤の整備の可能性の検討が必要である。
- ⑧図書館ネットワークの法的、制度的、技術的基盤のための調査研究(知的所有権、財政負担等)が必要である。
- ⑨策定主体は、県教育委員会が主体となり、県内市町村立図書館の意向を反映させることが望ましい。

田村俊作(慶応大学)等は、翌1990年に、1985年以降に公表された25都道府県の図書館構想を、『公立図書館の任務と目標』の内容と比較対照して、おおむね次のような考察を加えている。⁴⁹⁾ 構想の目的は、県立図書館の新改築による整備、県内図書館の振興、県域図書館ネットワークの形成の3種類に分れている。

- ①直接サービスと市町村立図書館へのサービスのそれぞれの固有の意義は明確にはとらえられていない。
- ②協力貸出に関しては、巡回車が重視されているが、具体的な運行方法に触れている構想は少ない。
- ③協力貸出以外のサービスの位置づけは不明確であり、市町村立図書館への援助との関連が不十分である。協力レファレンスについては全く言及されず、児童サービス、障害者サービスは簡単に触れているにすぎず、市町村立図書館と同じサービスが考えられている。
- ④読書普及活動を県立図書館の役割として位置づけている県があるが、公立図書館の役割かどうか疑問である。

- ⑤情報サービスについては、意義が不明確であり再検討が必要である。
- ⑥市販出版物を網羅的に収集する構想があるが、現実とのギャップが大きい。
- ⑦県の保存図書館として位置づけているにもかかわらず、それに見合った書庫スペースが検討されていない。
- ⑧他の施設との併設の構想が多いが、市町村立図書館への援助の観点からは併設による相乗効果をはかる必要はない。また、書庫のスペースが十分確保されていない。
- ⑨ほとんどの図書館ネットワーク計画が県立図書館内で進められているが、市町村立図書館の状況を十分反映する必要があり、県図書館協会等で、県立図書館の協力のもとで進めることが望ましい。
- ⑩特に新改築計画において、総花的構想が打ち出されているが、当面の重点目標を明確にすることが必要である。

これらの指摘は、包括的であるとともに、きわめて的確なものである。

田村は、最後に、計画の方法について、次のように指摘している。

- ⑪県立図書館の基本的なサービスに関する一般論をもとに、各県が個々の状況に適した県立図書館構想を持つことが望ましいが、前提となる県立図書館の明確な指針が確立しておらず、「任務と目標」の内容も現実の図書館政策に浸透していない。

2.3.2 北海道図書館情報ネットワーク

北海道産業調査協会は、1981年7月から1986年4月まで、北海道立図書館と協力して、北海道図書館情報ネットワークの研究を行い、3冊の報告書を刊行している。^{50,51,52}報告書は計1000ページにのぼる膨大なもので、詳細な実態調査に基づき、示唆に富む提言を行っている。この特徴として、次の4点をあげることができる。

- ①研究のイニシアチブは、日本図書館協会（理事長）、国立国会図書館、専門図書館協議会にあり、北海道では、事実上、専門図書館北海道地区協議会の母体である北海道産業調査協会が中心となっていること。
- ②大学図書館、特に国立大学図書館は、学術情報システムに参加するため、国立国会図書館をナショナルセンターとし、公共図書館、専門図

書館からなるネットワークが構想されていること。

- ③道立図書館が全道ネットワークの中心として総合目録を作成し、地方圏の中心的な公共図書館が地域コンソーシアの中心図書館となることが構想されていること。
- ④ネットワークの必要性を立証するために、JAPAN/MARCをもとにチェックリストを作成して道内各図書館の所蔵状況を調査し、総合目録の作成によって提供可能な資料がどの程度増加するかを明らかにしていること。

問題点として、次の4点をあげることができる。

- ①実態調査の結果からは、公共図書館、専門図書館ともに、ネットワーク以前に、図書館の数と内容の充実、サービスの地道な改善が必要であり、当面、まず図書館振興策が必要であると思われること。
- ②専門図書館を含めた多館種図書館ネットワークを構想しているが、館種を越えたネットワークの形成は通常困難であり、館種ごとのネットワーク形成を優先すべきであると思われること。
- ③研究会は、道内の公共、大学、専門各図書館界を網羅しているが、北海道庁、北海道教育委員会等地方公共団体との関係が必ずしも明らかでないこと。

- ④全道総合目録（1984年）と道立図書館による全出版物の収集（1986年）とが別に論じられており、両者の関係が必ずしも明らかでないこと。

北海道図書館情報ネットワーク構想の具体的な取り組みは、北見地区で行われることになった。1987年8月北見市を中心とする1市8町からなる北見地域図書館ネットワーク研究会が発足し、総合目録データベースの作成に取り組んでいる。

3 公共図書館ネットワークの実践

この章では、わが国の公共図書館におけるネットワーク活動の方法について、その理論と問題点を明らかにする。

3.1 県立図書館の協力・援助

県立図書館による協力・援助の中心は、資料の貸出とそのため協力車の運行であり、それに次ぐのが資料を発見するための目録情報の提供である。しばしば、目録情報の提供のみが重視される傾向があるが、真に重要なのは資料の提供手段、いわゆる「物流」であることは明らかである。なぜなら、最終的な目的は資料の提供であり、資料の入手手段が保障されない限りその前段階の努力は無駄になるからである。目録情報の提供は不十分であっても、様々な方法で補うことができる。

このほか、レファレンス・サービスや児童サービスなどサービスの種類別に相互協力が考えられる。

3.1.1 協力貸出

(1) 協力貸出

協力貸出が盛んになったのは協力車の運行が開始されてからである。また、1988年度の協力貸出の冊数と協力車の運行状況を比較すると、協力貸出の冊数が2000冊を越えている県はすべて協力車を運行している。このことから、大量の協力貸出と協力車の運行の間には密接な関係があることがわかる。協力貸出を増加させ、かつ大量に処理するための一般的な方法が協力車の運行であるといえるだろう。しかし、協力車の運行を主張するには、運搬手段としての特性をさらに明確にする必要がある。

(2) 市町村立図書館蔵書の提供

市町村立図書館の要求に的確に応えるには県立図書館の蔵書だけでは不十分である。多くの県立図書館は資料が不足しており、また、最も要求が多いのは県立図書館で十分収集していない日常的なポピュラーな資料である。⁵³⁾したがって、市町村立図書館の蔵書の提供が必要になる。

こうした構造の実態を明らかにする方法として、県下の全公共図書館間の相互貸借冊数を貸出館と借受館を軸にマトリックス表示する方法がある。これによって、どの図書館がどの図書館から何冊借りているかを明らかにすることができる。⁵⁴⁾

市町村立図書館の蔵書の提供のためには所在調査が必要である。この一

つの方法として、いくつかの県で、県立図書館未所蔵資料のリストが定期的に配布され、各市町村立図書館がその所蔵を調査し、所蔵を県立図書館に連絡している。有名なものには神奈川県立図書館の「この本を探しています」(WANTED)がある。同県の場合、協力貸出に占める市町村立図書館資料の比率は22%にのぼっている。^{55,56)}

他方、富山県立図書館には県内総合目録(公共図書館は現在4市1町が参加)があり、これによって所蔵館を検索している。同県の場合、市町村立図書館資料の比率は10~25%程度である。⁵⁷⁾

(3) 協力車の運行

協力車の運行は、1970年に東京都と富山県で開始された。徐々に大都市圏を中心に図書館活動の盛んな県に普及しているが、その歩みは決して早くない。協力車の運行状況については、予算要求の資料として、ほとんど毎年のようにどこかの県立図書館によって調査が行われているが、調査票の検討やデータの公表・分析は十分ではない。

筆者等は、1989年8月現在で、全国の都道府県立図書館を対象に、協力車運行の実態調査を実施した。⁵⁸⁾ここでは、この調査と他の資料をもとに、運行の現状を明らかにしたい。

①運行頻度

筆者等の調査では、協力車の運行頻度は、協力貸出の冊数、市町村立図書館の反応から見て、最低月2回以上が必要で、さらに市町村立図書館蔵書の配送には週1回以上が必要であると思われる。年10回程度では、利用も増えず、市町村立図書館の関心も高まりにくい。協力車運行のポイントは運行頻度であり、月2回は協力貸出発展の臨界点と考えられる。

埼玉県立図書館が1989年3月発表した『図書館協力実態調査報告』では、巡回頻度の希望調査の結果は表2の通りである。⁵⁹⁾

表2 埼玉県内市町村立図書館の希望する協力車の巡回頻度

頻度	週2回	月6回	週1回	月4回	月3回	月2回	月1回
比率	6.2	1.5	43.1	15.4	4.6	21.5	7.7

これによれば、90%以上が月2回以上を希望しており、50%強が週1回以上を希望している。月1回の希望は10%以下に過ぎない。筆者等の調査結果とおおむね同様の傾向を示している。

②協力車の業務

埼玉県立図書館の『図書館協力実態調査報告』では、協力車業務における情報提供、図書館運営の相談に対する希望を調査している。⁶⁰⁾ それぞれについて10項目をあげ、各市町村立図書館に5項目の選択を求めている。この結果、情報提供では図書館協力(76%)、図書館行事(75%)、資料の選定収集(64%)、図書館運営の相談では児童奉仕(66%)、資料整理(52%)、広報活動(52%)がそれぞれ上位を占めている。これらの事項については過半数の図書館が要求を持っていることがわかる。これから県立図書館職員による市町村立図書館の巡回が期待され一定の役割を果たしていることがわかる。

③協力車の効果

筆者等の調査では、月2回以上巡回の県では、協力車の効果は次の順位となっている。

1. 市町村立図書館との関係の緊密化
2. 協力貸出の申込みの増加
3. 県内の相互協力体制の強化
4. 市町村立図書館間の相互貸借の活発化
5. 市町村立図書館間の連絡
6. 市町村立図書館への連絡の迅速化
7. 資料の送付の迅速化
8. 資料の紛失の不安の解消
9. 県立図書館の収集の強化

全体として、協力車の運行は市町村立図書館との関係の改善に大きく寄与していることが分かる。

④協力車の問題点

- a. 巡回頻度の維持がポイントであるにもかかわらず、全域巡回を重視するため巡回頻度が低く、その結果、利用が少ない例があること。

- b. 元来、県域が狭く図書館間の距離が短い大都市圏で開始されたサービスであるため、県域が広く図書館が分散した地方に広がるにつれて巡回頻度を高めることが困難になる傾向があること。
- c. 協力車の運行の将来のあり方について十分な議論は見られないが、巡回頻度の増加と冊数増加に対処しうる方法を考慮することが必要であること。

3.1.2 資料収集

(1) 県立図書館と市町村立図書館との関係

① 県立図書館と市町村立図書館との分担収集論

一般に、県立図書館は市町村立図書館が購入できない比較的高度・専門的な資料を中心に収集し、市町村立図書館は小説、実用書、入門書、児童書等のポピュラーな資料を中心に収集するという分担収集の考え方が強い。⁶¹⁾

このような考え方は、一般的な傾向にとどまる限り、必ずしも誤りではない。しかし、このような考え方を厳密に適用し、その結果、県立図書館の収集資料と市町村立図書館の収集資料が明確に区分された場合、市町村立図書館、特に、小規模市町村立図書館は最もよく利用される資料が入手できなくなる恐れがある。なぜなら、市町村立図書館の協力貸出の要求が最も多いのは日常的に利用の多い分野の多様な類書だからである。市町村立図書館は、日常的に利用の多い分野といえども、網羅的に収集しているわけではなく、選択的に収集しているため、それらの資料を多数要求された場合や特定の資料を要求された場合には提供できない場合が生ずる。そのため、こうしたポピュラーな分野の資料についても、何らかの対応策が必要になる。

県立図書館と市町村立図書館が分担収集するには、その前提として、ポピュラーな資料が市町村立図書館間で自給自足できることが必要である。この方法としては、次の2つが考えられる。これらの前提条件が満たされないときには、分担収集は誤りである。

- ・大規模市立図書館の資料を県立図書館の協力貸出、または、市町村立図書館間の相互貸借（県立図書館による運送上の協力を含む）で提供する。

これには、その市立図書館の協力が必要である。

- ・市町村立図書館間で図書館システムを構成し、複数市町村立図書館単位で、(a)相当規模の資料購入費の確保、(b)資料購入の調整、(c)蔵書水準の平均化を行い、資料を提供する。

② 県立図書館と市町村立図書館との共通収集論

これに相対立するのが、県立図書館は市町村立図書館の収集資料を共通して収集する必要があるという考え方である。

都立多摩図書館は、都立立川図書館時代に、逐次刊行物センターとして再出発したが、その際、収集方針として、市町村立図書館が収集しているものをおおむね収集し、その上で専門的なものや小部数の刊行物を収集するという方針を採用した。これは、“よく使われて、どこにでもあるものほど傷んで保存に耐えられない状態なのだから、どこでも収集しているものも収集する必要がある”という市町立図書館の要望に応えたもので、同図書館では、その後の利用実績から見てもこの選択は誤りではなかったと評価している。⁶²⁾

③ 共通収集論と分担収集論の接点

この2つの考え方は相対立するものと受けとめるべきではないと思われる。なぜなら、②の考え方は、あくまで、次の条件が前提となっていると思われるからである。

- a. 一定程度の資料費の確保
- b. 大規模な市立図書館の不在
- c. 多数の中小図書館の要求

小規模の県で、県庁所在地の市に大規模で保存機能を持つ市立図書館がある場合などは、その市立図書館の協力を得るという条件つきで、分担収集も考えられるであろう。

(2) 県立図書館の蔵書規模

分担収集と正反対の考え方として、県立図書館は全出版物を収集すべきであるという考え方がある。これは、前述の「公立図書館の望ましい基準案」(1972—73年)に始まった考え方である。いずれも年間増加冊数3万冊以上となっており、当時の出版点数約2万点の約1.5倍である。1982年の図書館問題研究会の図書館政策でも年間4万冊以上(複本1万冊)となって

いる。⁶³⁾ 1987年の「公立図書館の任務と目標 解説」では、県立図書館の整備指標として年間増加冊数5万冊(年間出版点数3万7000点の1.5倍)以上があげられている。⁶⁴⁾ これは望ましい基準案と同じ考え方で、出版点数の増加に応じて数値を訂正したものである。

この考え方の特徴は人口段階別の考え方がないことである。これに対して、従来の県立図書館の資料購入費は絶対的に少なすぎるため、最低水準を大幅に引上げるとともに、一定範囲内で県の規模を考慮した人口段階別の基準を設けるという考え方もあり得る。

北海道産業調査協会の調査では、道立図書館に対する県内の公共図書館、専門図書館の所蔵期待度の調査から、道立図書館は全出版物の所蔵を期待されていることが分かった。⁶⁵⁾ しかし、北海道の財政規模から見て、県民1人当たりで他県並みの支出が得られれば、もともと全出版物の収集は十分可能である。この調査はもっと人口規模の小さい県で実施すべきであったと思われる。

かつては、これより収集範囲の狭い考え方がいくつかあった。1967年の「公立図書館設置および運営の基準案」では、年間購入点数は最低1万冊で、人口に比例して増加すべきものとなっている。これは、1966年の年間出版点数約1万5000点の3分の2である。また、1982年の全公図「図書館全国計画〔試案〕」では、“国内出版物のすべてを県域内でカバーできるよう収集に努める”⁶⁶⁾ となっており、県立図書館だけでなく市立図書館の協力を得るものと考えられる。

3.1.3 書誌情報

(1) 県立図書館の目録情報の提供

市町村立図書館に対する書誌情報の提供の最も容易な形は県立図書館蔵書目録の配布である。かつての県立図書館蔵書目録には様々な欠陥があり、多くは実用的なものではなかった。実用的になったのはコンピュータ編集されるようになってからであり、その先駆的存在は1970年代の兵庫県立図書館、1980年代の埼玉県立図書館⁶⁷⁾ である。

(2) 県内総合目録

県内総合目録を維持している県立図書館は富山県立図書館のみである。

これまで、この総合目録に関する紹介は何回か行われてきたが、いずれも散発的なものにとどまり、本格的な紹介や研究は行われていないが、同館からはその有効性が指摘されている。⁶⁸⁾

北海道産業調査協会による調査では、J/MARCをもとにチェックリストを作成して、総合目録を作成した場合の収録率の増加を調査している。⁶⁹⁾調査館数の増加による所蔵率の増加は次の通りである。北海道立図書館単独では13.7%であったが、これに札幌市立中央図書館の蔵書を加えると20.4%に増加し、その他の市町立図書館（4市4町）の蔵書を加えると31.6%に増加する。これによって、総合目録の有効性が明らかになっている。

(3) J/MARCの利用

① 県域共同利用

J/MARCの頒布準備が進むにつれて、公共図書館界でもJ/MARCへの期待が高まった。多くの公共図書館員が、県立図書館がセンターとなって、県内公共図書館がJ/MARCを共同利用する構想を提案した。⁷⁰⁾

今日、この議論を振り返って見ると、次の点を指摘することができる。

- a. これらの提案はきわめて大まかなものであり、具体的な検討が行われず、ムード的な期待にとどまっていたこと。
- b. 県立図書館の相互協力への取り組み、機械化の遅れ、整理業務の水準等から見て、県立図書館には過重な任務であったこと。

② J/MARCの問題点

J/MARCは公共図書館ではほとんど採用されていないが、大学図書館では、J/MARCと民間マークとの比較・評価が行われている。その結果、J/MARCを公共図書館で利用するには次のような大きな欠陥があることがわかった。

- a. 印刷カード時代の欠陥であった長いタイムラグが解決されていないこと。
- b. 民間マークに比べて、アクセスポイントが少なく、一括記入のケースがあるなど実用的でないこと。
- c. 選書リストの提供、購入図書分の目録データの抽出、ローカルデータの入力、オリジナル入力、遡及入力等のサービスがないこと。

最初は、J/MARCの欠点はタイムラグだけであると思われていたが、マ

ークの比較が進むにつれて、“遅いうえに質も劣る”⁷¹⁾ことが明らかになったのである。

(4) 民間マーク

わが国には、J/MARCのほか、日販、TRC、大阪屋の3種類の民間マークがある。現在、ほとんどの公共図書館では民間マークが利用されている。その主な理由は次の3点であろう。

- ①タイムラグが短いこと。
- ②選書リストの提供、購入図書分の目録データの抽出、ローカルデータの入力、オリジナル入力、遡及入力等のサービスがあり、発注から目録まで一貫した作業ができること。
- ③アクセスポイントの多さ、注記の量、分割記入等の点で実用的であること。

他方、民間マークには統一性がないため、異なるマークを使用する図書館の間では目録データの共有化が困難である。この複数のマークがあることが米国の図書館界との根本的な相違点である。米国にはLC/MARC一種類しかなく、それがあらゆるところで用いられている。しかも、米国では、書誌データは書誌ユーティリティによって提供され、同時に総合目録が作成されている。これに対し、わが国の民間マークは民間の取次会社およびそれと密接な関係にある企業によって作成・販売されている。これらの企業は書誌ユーティリティにきわめて似たサービスを提供しているが、総合目録には全くかかわっていない。わが国では書誌データの作成・配布とネットワークが全く切り離されているのである。

(5) 書誌情報ネットワーク

目録のコンピュータ化にもかかわらず、各種マークの並立状況やコンピュータの互換性の欠如のため、公共図書館界では全くネットワーク化が進まなかった。しかし、J/BISCの発売、J/MARCフォーマットの民間マークの発売等によって、こうした状況にも変化が予想される。そこで、日本図書館協会情報管理委員会ネットワーク小委員会は、公共図書館ネットワークの指針として、1988年3月『公共図書館の情報ネットワーク』を刊行し、地域の書誌情報ネットワークのあり方を示した。⁷²⁾

本書の意義は次の5点である。

表3 書誌情報ネットワークのタイプ

書誌データの種類 総合目録の種類	J/MARC	J/MARC +民間MARC	J/MARC +民間MARC +オリジナル入力
センターがM Tで書誌情報を所有 書誌データによる総合目録		A	B
各館がCD-ROMで書誌情報を所有 識別番号による総合目録	C		D

- ① J-BISC を中心とするマークを利用した地域の書誌情報ネットワークのあり方を、タイプに分けて初めて明らかにしたこと。
 - ② 書誌情報ネットワークを県立図書館と市町村立図書館の共同事業として位置付け、書誌情報センターを県立図書館外の組織として位置付けたこと。
 - ③ 県立図書館の目録システムと書誌情報ネットワークのシステムを別個に構築することを提起したこと。
 - ④ 書誌情報ネットワークの構築プロセスを明らかにしたこと。
 - ⑤ 書誌情報ネットワーク・センターの費用負担の指針を示したこと。
- ②～⑤は、書誌情報ネットワークの政策論を提起したものであり、画期的な意義がある。

①は、マークの並立状況の打開を試みたものである。地域ネットワークが特定民間マークの採用を決定した場合、各図書館は出版流通上の制約から必ずしも当該マークを利用できないことがあり得る。この図書館が総合目録に参加するには、自館使用のマークとネットワーク使用のマークの突合作業が必要になる。この点を打開するために、突合のキーとして識別番号を用いるとともに、J/MARC の利用を決定している。

そして、使用マークの種類と、書誌情報・所在情報の利用方法によって表3の4つの方法を提案している。

しかし、本書には次の4点の疑問がある。

- ①ネットワークの基本的書誌データとして J/MARC が用いられ、民間マークの J/MARC への置換えが提案されている。民間マークの長所が十分評価されず、J/MARC の評価は必ずしも適切ではないと思われる。
- ②当面実現しやすい方法である、いわゆる「ぶらさがり型」「相互検索型」は、書誌情報ネットワークの前駆的形態として除外されており、十分検討されていない。
- ③オリジナル CD-ROM の作成による蔵書目録、総合目録データの配布については言及されているが、十分検討されていない。当時は高価であったためやむを得ないとしても、今後の可能性の検討が必要であった。
- ④識別番号として JP 番号や ISBN を用いているが、その有用性には一定の限界があり、J/MARC への置換えを行なっている例は少ない。この報告書については、図書館界でもほとんど議論されていないことが一つの特徴であり、問題でもあるといえよう。

3.1.4 協力レファレンス

協力レファレンス・サービスは次の 2 点から構成される。⁷³⁾

- ①小図書館で解決できない参考質問の大図書館への回答依頼と大図書館による回答
- ②小図書館におけるレファレンス・サービスの実施および改善を援助するための大図書館による諸活動（情報提供・助言・研修等）

筆者は、米国のカリフォルニア州北部の協力レファレンスのセンターである BARC(Bay Area Reference Center) の活動と、国立国会図書館の対図書館サービスをもとに、協力レファレンス業務の構成要素 14 項目を明らかにした。⁷⁴⁾

これらをもとに、全国の都道府県立図書館を対象に、1989年 2 月現在で実態調査を行い、43 都道府県から回答を得た。

この結果、次の 4 点が明らかになった。⁷⁵⁾

- ①市町村立図書館による県立図書館の協力レファレンスの利用は増加しているが、地域によって利用状況に大きな格差があること。

- ②協力レファレンスに対する県立図書館の姿勢は県によって大きく異なり、大半の県立図書館は直接利用者へのサービスが中心であること。
- ③多くの県立図書館は、協力レファレンスのための基本的な業務がきわめて不十分な状態にあること。
- ④協力レファレンスが不振である原因は、協力レファレンスの研究の不足、県立図書館のレファレンスサービスの未確立、県立図書館の規模の格差などにあること。

3.1.5 その他のサービス

(1) 児童サービス、障害者サービス

これらのサービスについては、先に紹介したように、県域ネットワーク構想でも十分には取りあげておらず、研究も不十分である。これらのサービスに関するネットワークについて早急に調査と検討を行う必要がある。

(2) 県内公共図書館の調査

県下の図書館サービスを進めていくためには、県内の図書館の活動の実態を調査し、その情報を県内の図書館行政機関や図書館に提供することが必要である。

上記の協力レファレンスに関する調査では、目録データベース、CD-ROM等の導入状況について定期的に調査しているのは2割足らずの8県であり、5種類の民間マーク、CD-ROMの使用例の有無について、それぞれ10～15県が把握しておらず、7県が全項目を不明と回答している。⁷⁶⁾

このことから、わが国の県立図書館は、県内の市町村立図書館の実務の現状(マーク、CD-ROM、ファクスの導入等)を十分把握していないことがわかった。協力車の効果として県立図書館職員による市町村立図書館の理解が進む点がメリットとしてあげられているが、政策推進のためには、本格的な調査の実施と調査担当組織の確立が必要である。

3.2 複数市町村立図書館の相互協力

複数市町村立図書館の相互協力の方法は基本的には県立図書館の協力・援助と同様である。ここでは、複数市町村立図書館の相互協力の概要を明らかにする。

一戸泰（北海道立図書館）は、1987年までに発表された複数市町村立図書館相互協力の事例に関する文献約40点を収集し、それをもとに、市町村立図書館間の相互協力の機能と発展段階を明らかにしている。⁷⁷⁾ここでは、一戸の分析をもとに、若干の修正を加えて明らかにする。

(1) 相互協力機能の種類

相互協力の機能は、次の4種類7項目に分類することができる。

- a. 利用サービス
 - ・相互貸借
 - ・共通利用（貸出券の共通利用、貸出券の共通化、域外利用者への貸出）
- b. 保存・総合目録（逐次刊行物）
 - ・分担保存
 - ・総合目録
- c. 運搬サービス
 - ・協力車の共同運行（相互運行）
- d. 図書館管理
 - ・共同研修
 - ・共同の調査・評価

(2)相互協力機能の発展

相互協力機能の歴史的な発展を地域と機能の観点から分析すると、次のように区分することができる。

①1970年以前

1957年頃から、江東地区で総合目録、分担保存、相互貸借等の各種の相互協力が行われ、同地区では一定程度定着したが、他に広がることなく終わった。

②1970年代

東京周辺の各県の地区協議会、市立図書館間での相互貸借と分担保存、総合目録が実施されている。

③1980年代

相互協力業務が関西、中部、中国など地方へ波及するとともに、研修、協力車の運行など内容が多様化する傾向が見られる。件数増加の背景

に広域行政圏政策の影響がある。

(3) 特徴

全体の特徴として、筆者は次の3点を指摘しておきたい。

- ①江東地区、北多摩4市を除いては、文献も簡単な報告が多く、実績報告、全国的調査や事例研究が行われていないこと。
- ②文献探索の結果では、市町村立図書館間相互協力の実績が少なく、相互協力の事例は14地域にとどまっていること。
- ③県立図書館の協力事業の実施状況は様々であるが、いずれも県立図書館の協力事業の不足ないし欠如を補うことを意図して実施されているものと思われること。

4 公共図書館ネットワークの制度と行政

この章では、米国と日本のネットワークを支える制度の現状と問題点を明らかにする。

4.1 米国における公共図書館ネットワーク法制

4.1.1 ネットワーク法制の必要性

Carma R. Leigh は、1962年に、これまでの相互協力の取り組みの問題点を批判して、次のように述べている。⁷⁸⁾

これまでの相互協力の取り組みは、ばく然とした善意を主張するにとどまってきた。過去数十年間に発表された公共図書館計画のほとんどすべてが何らかの形で協力を重視し続けてきたにもかかわらず、ほとんど費用を要しない少数の総合目録を除いて顕著な成果はほとんど見られていない。

Wheeler と Goldhor は、同年、前述のテキストで、公的な義務を伴わない非公式な協定が長い間米国における図書館職の特色であったと述べて、次のような問題点を指摘している。⁷⁹⁾ 広域レベルで公共図書館の管理者のグループが自発的に形成され、共通する問題の討議、経験の交換等を行い、定期刊行物の総合目録や非公式な主題分担協定などの協力事業に進む傾向がある。しかし、最も消極的なメンバーの意向を越えて進むことができないため、通常、適用範囲と存続期間が限定される。

このことから、米国でも、1960年代初頭以前は、相互協力は著しく停滞していたことがわかる。

Leigh は、1967年に、協力をめざす善意が欲求不満と失敗に終わってきた理由は、各図書館が、協力事業を開始し継続するための追加的な財源、協力の実施のために引き出しうる共同基金を持たなかったことにあると指摘している。そして、各図書館の予算以外に、外部資金 (outside money)、すなわち、州ないし連邦の資金が必要であること、外部資金が確保されると、すぐに自治体間の協力の考え方が受け入れられるようになることを指摘している。⁸⁰⁾ すなわち、外部資金は、行動への刺激剤であり、既存の独立した図書館のサービスを新しいシステムにまとめあげる結合剤であり、⁸¹⁾ 地方自治と広域における図書館の発展を調和させるために不可欠の潤滑剤である。⁸²⁾

そのため、1959年のカリフォルニア州公共図書館委員会の報告書は、図書館システム形成に向けての誘因、および図書館システムの初期費用への援助として、州補助金のプログラムを勧告している。⁸³⁾ 1962年のマスタープランでは、協力図書館システムを形成できるように、補助金プログラムの立法化を提言している。⁸⁴⁾

4.1.2 ネットワーク法制の内容

米国の州域レベルの公共図書館ネットワークの形成過程は次の通りである。図書館システムについてはカリフォルニア州、州域ネットワークについてはイリノイ州を例とする。

(1) 州図書館行政組織

州の図書館システム法の前提となるのは、州の図書館行政であり、州の図書館行政庁である。州の図書館行政庁については、1956年に制定された図書館サービス法で明確に規定されている。

この法律にもとづいて、連邦補助金の交付を受けるには、州は次の条件を満たさなければならない。⁸⁵⁾

- ①連邦政府に図書館サービスの拡張計画を提出し承認を受けること。
- ②州の図書館計画の中に、州の図書館行政機関に関する次の規定を含めること。

- a. 州の図書館行政機関が、州法を根拠とする図書館計画の運営のための十分な権限を持つこと。
- b. 州の図書館行政機関が次のことを行うこと。
 - ・ 州内各地域の図書館サービスの水準の評価
 - ・ 補助金の最善の支出方法の決定
 - ・ 計画の運営または運営の監督
 - ・ 支出経費に関する報告

(2) 州の公共図書館システム法と公共図書館システム

カリフォルニア州では、1963年に、公共図書館振興法（Public Library Development Act）が制定された。

この内容はおおむね次の要素から成り立っている。⁸⁶⁾

- ①法律の目的（図書館サービス改善のための図書館システムの設置の奨励）
- ②州による地方団体の自治の尊重
- ③この法律に関する州立図書館長の権限
- ④図書館システム計画について勧告する州公共図書館振興委員会（Public Library Development Board）の設置と権限
- ⑤図書館システムの種類
- ⑥図書館システム形成の手続き
- ⑦図書館システムに対する補助金の種類と内容
- ⑧図書館システムに対する補助金支出の条件
- ⑨補助金支出に関する地方団体と州立図書館長の契約

公共図書館振興法の意義は次の3点である。

- ①図書館システム奨励のための州の行政機関、行政施策の必要性を明らかにしたこと。
- ②自主的な図書館システム形成の困難を打開し、図書館システムを形成するための補助金（外部資金）の必要性を明らかにしたこと。
- ③図書館システムの存続、地方自治体の自治、地方自治体の資金負担、弱小自治体の救済手段の確保のためのきめ細かな規定を示したこと。

(3) 州の図書館システム法と多館種間図書館協力

- ①研究・レファレンスセンターの指定

1965年に制定されたイリノイ州の図書館システム法では、公共図書館システムに関する規定のほか、公共図書館システムでは満たされない要求に応えるために、4つの大規模図書館を研究・レファレンスセンター、3つの研究図書館を特別資料センターに指定し、このうちの研究レファレンスセンターには州の補助金を支出することを定めている。⁸⁷⁾

②多館種図書館システム

イリノイ州では、公共図書館システムの成立後、他館種図書館との協力計画が開始された。1971年に最初の多館種図書館協力組織が設立され、1973年から1975年にかけて、州立図書館は、公共図書館システムに対し、大学図書館、専門図書館、学校図書館の公共図書館システムへの参加を要請するように奨励し、多くの図書館が公共図書館システムに参加した。⁸⁸⁾ 1984年に、公共図書館システムの多館種図書館システムへの移行を認める新しい図書館システム法が通過した。⁸⁹⁾

(4) 連邦の図書館サービス建設法

公共図書館のシステム化、ネットワーク化を進める上で、連邦の図書館サービス法、図書館サービス・建設法は大きな役割を果たした。⁹⁰⁾

1956年制定の図書館サービス法は、農村地区における公共図書館サービスの振興を目的としていたが、その資金によって、図書館の共同運営や相互協力の実験プロジェクトが多数実施され、後に州の政策による図書館システムに発展した。

1964年制定の図書館サービス・建設法では、第II編図書館建設の項が新設され、地方公共団体の境界をこえるサービスのための建物に重点的に補助金が支出され、図書館システムの整備を促進した。

このほか、1966年新設の第III編図書館相互協力の項は、広域図書館ネットワークと多館種間図書館協力等の図書館協力を対象とする補助金であり、ネットワークの推進に寄与したことはいうまでもない。

4.2 わが国における公共図書館ネットワーク法制

4.2.1 県立図書館の協力・援助の法制

県立図書館と市町村立図書館の役割の相違については、図書館法では規定されていない。特に、市町村立図書館に対する援助については明文の規

定がない。このため、従来から、“県立図書館が小図書館に協力することは、図書館法に書いていないからできない”⁹¹⁾という意見や、“厳密な法理論的立場からすれば、一般に大図書館が同一の行政系列に属さない他の図書館を援助すべき何らの義務も課せられていない”⁹²⁾という意見が見られた。

この場合、県立図書館の一般的性格については、特別法とみなしうる図書館法に明文の規定がないため、一般法にあたる地方自治法が適用されることになる。具体的には、第2条第6項第4号のいわゆる「補完行政」の規定が適用されるのであるが、⁹³⁾ このことは図書館界では十分認識されてこなかった。この点について、最も早く指摘したのは小林俊夫（大阪府立図書館）⁹⁴⁾のようであり、本格的に検討を加えたのは浅見勝也（大阪府立図書館）⁹⁵⁾である。浅見によって、県立図書館のネットワーク・センター的機能の法的根拠はおおむね明らかにされたといえるが、最近、若干異なる視点からの問題提起も行われている⁹⁶⁾ため、さらに検討が必要である。

次に、公立図書館ネットワークの具体的な面に関する規定としては、図書館法第8条で次のように規定している。

都道府県の教育委員会は、当該都道府県内の図書館奉仕を促進するために、市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会に対し、総合目録の作製、貸出文庫の巡回、図書館資料の相互貸借等に関して協力を求めることができる。

これは、教育委員会相互の関係を規定したものであるが、総合目録の作成等には県立図書館の業務である。したがって、ここでは、県内の図書館相互協力の組織化に関する県教育委員会と県立図書館の役割が具体的に規定されているのである。

この条文に対し、「文脈として甚だ間接的で、微温的でもある」⁹⁷⁾という批判がある。しかし、筆者は、この条文は、そのように消極的に解釈すべきものではなく、県域ネットワークを県教育委員会の行政施策として推進すべきであることを示したものとして積極的な意味に解釈すべきであると考える。この点は、図書館法の制定当時にさかのぼって考察することによって明らかになるであろう。

この問題に関する研究は必ずしも十分ではなく、特に、地方自治法第2条第6項第1, 3号の規定が県立図書館に該当するか否かについては、論者によって見解の相違があり、さらに研究の必要がある。

4.2.2 複数市町村立図書館の相互協力の法制

複数の市町村立図書館で図書館資料の相互貸借や図書館の相互利用を実施する場合、公立図書館は地方自治法上の公の施設であるから、地方自治法第244条の3第2項、第3項に基づき首長間で協定を結び、議会の議決を経る必要があるという考え方がある。実際、埼玉県鴻巣市と北本市の間では相互利用に関し協定を結び議会の承認を得ている。

この点については、相互貸借について伊藤昭治が、⁹⁸⁾ 相互利用について前川恒雄が、⁹⁹⁾ それぞれ、図書館法で相互協力の推進をうたっていること、特別法（図書館法）が一般法（地方自治法）に優先することの2点をあげて上記の手続きは必要ないと主張している。

筆者も、いまだ最終的結論に達してはいないが、公立図書館にそのような規定を適用する必要はないと考える。公立図書館は、公の施設である前に地方教育行政上の教育機関であり、教育機関の運営の基本事項に関しては教育委員会で教育委員会規則を制定することができ、首長や議会の関与を必要としないと考えられるからである。この場合、手続きとしては、図書館館則（教育委員会規則）で、貸出利用者の特例を定めるか、特例の決定権限を館長に委任することになる。

この点は、相互貸借協定、相互利用協定等に関して永年にわたって問題となっており、現在でも検討を重ねている問題であるから、¹⁰⁰⁾ 公共図書館界として本格的な調査研究の取り組みが必要である。

市町村立図書館間の相互協力は、広域行政の一種と考えられる。広域行政の処理方法については、地方自治法第11章「国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体間との関係」の第252条の2～18の2で普通地方公共団体間との関係（協議会の設置、職員及び機関の共同設置、事務の委託、職員の派遣）について、第3編第3章「地方公共団体の組合」の第284条～第293条の2で事務組合について定められているほか、上記の第244条の3の規定がある。

これに対して、地方公共団体の現場から、①事務組合方式など自治体の自治や自主性を侵害する恐れがあるものが多いこと、②法律に定められた諸方法は細かい規制が多く硬直化していることが指摘され、議会や住民のチェックを受けつつ、民法や商法に基づく任意の方式を活用することが提言されている。¹⁰¹⁾

市町村立図書館における相互協力の制度については、過去に協議会方式が提案されたことがある。¹⁰²⁾ 上記の指摘を参考にして、早急に効率的な方法の検討を進めることが必要である。

4.2.3 県教育委員会における公共図書館ネットワーク行政

筆者は、1988年2月の時点で、全国都道府県教育委員会を対象に図書館行政の実態に関する調査を行い40都道府県から回答を得た。そのうち県内ネットワークに関する事項は下記のとおりである。¹⁰³⁾

①図書館行政において実施すべき業務16件の実施県数（有効回答40）

8. 県内図書館ネットワークの調査研究	16 (40.0%)
12. 県内図書館ネットワークの計画作成	10 (25.0%)

県内図書館ネットワークに関する調査は半数以下の県で行われているに過ぎず、計画作成は4分の1に過ぎない。実施度の順位も13項目中8位と12位である。

②図書館法第8条にもとづく図書館主管課による市町村教育委員会に対する協力依頼（有効回答40）

実施している	1 (2.5%)
県立図書館と協力して実施している	10 (25.0%)
実施していない	28 (70.0%)
その他	1 (2.5%)

県内の図書館ネットワークの推進に当たっては県内市町村の協力が不可欠である。このため、県教育委員会から市町村教育委員会に対して協力依頼が行われることになっている。しかし、実施されているのは約3割の県に過ぎない。市町村立図書館の設置・運営に関する指導・助言・援助が、「実施している」と「県立図書館と協力して実施している」を合わせて7割に達しているのに比べても低い比率に留まっている。

県内図書館ネットワークの計画作成は「市町村立図書館等の整備計画の作成」の17県（42.5%）と比較すると、約6割弱である。当面、市町村立図書館の整備が重点課題であり、ネットワークに及んでいないことが分かる。

4.2.4 国のネットワーク行政

県レベルの図書館ネットワークには、政策面では国の施策が必要であり、実務面では、全国レベルのネットワークによるバックアップが必要である。しかも、県レベルの図書館ネットワークは最終的には全国レベルの図書館ネットワークに結びつくため、上記の施策と全国レベルの図書館ネットワークは密接に結びついていなければならない。

しかし、全国レベルの図書館ネットワークの行政上の所管は必ずしも明らかではない。それは、書誌情報の提供に典型的に現われている。国立国会図書館法第21条第4号では、「日本の図書館資料資源に関する総合目録（中略）の作成のために、あらゆる方策を講ずる」と規定されており、全国レベルの総合目録の作成が国立国会図書館の所管であることが定められている。ところが、これまで現実の施策では、事実上、雑誌の総合目録（『学術雑誌総合目録』）は文部省、図書の総合目録（『新収洋書総合目録』）は国立国会図書館の所管となってきた。¹⁰⁴しかし、学術情報センターの設置以後、大学図書館所蔵資料の総合目録に関しては、雑誌、図書の区別なく事実上文部省の所管となっている。

なお、この点で、約25年前に刊行されたわが国公共図書館界の唯一の全国総合目録である『全国公共図書館逐次刊行物総合目録』（1963—68）が国立国会図書館の費用負担によって同館から刊行されていることは興味深い。

公共図書館のネットワークは制度上は文部省の所管であり、文部省は県教育委員会に対し指導・助言を行うとともに、ネットワーク推進のために、近年一定の補助金政策を行なっている。しかし、公共図書館に対しサービスを行うための国立図書館は文部省の所管ではなく、学術情報センターはあくまで大学図書館を対象とする書誌ユーティリティである。

他方、国立国会図書館は、公共図書館と専門図書館を対象に図書館ネットワークを推進しようとしており、第二国立国会図書館を真の「国立図書

館」として、全国ネットワークの中心として運営しようとしているようである。しかし、国立国会図書館はあくまで立法府に属し、地方公共団体に対する行政権限を持っていない。このほか、自治省、郵政省等が地域情報ネットワークの一環として公共図書館を位置付け、政策的な取り組みを行なっている。

図書館界としては、中央省庁のセクショナリズムに巻き込まれることなく、各省庁の研究活動や政策が図書館の真の発展をもたらすものとなるように働きかけていく必要がある。

5 結論

5.1 図書館ネットワークの必要性

米国では、図書館システムの必要性の理由として、大規模地方公共団体と小規模地方公共団体の住民サービスの質の格差があげられている。わが国では、まだまだサービスは量で測定されている。しかし、量で測定される限り、小規模地方公共団体であっても、図書館さえ設立されれば、かなり高い水準に達する。図書館ネットワークの必要性について説得力のある議論を進めるためには、図書館サービスの測定と評価の点で新たな理論構築の必要があろう。

5.2 図書館ネットワークの不振の原因

わが国における公共図書館ネットワークの不振の理由について本格的に論じたものは見当たらない。その理由は明らかでないという意見もあれば、日米の相違点として、図書館専門職員の教育をあげた意見も見られる。

筆者は、それを明らかにする方法として、2つの方法を考えたい。第一は、わが国において図書館ネットワークとして実績のあるものについて共通性を検討することである。これに該当するものは、学術情報システム、国立国会図書館の対図書館サービス、県立図書館の市町村立図書館に対する協力援助である。これに共通することは制度的根拠があり、行政施策が行われているということである。第二は、米国で日本にない図書館ネットワークが発達している点に注目し、その理由を検討することである。これ

に該当するのは図書館システムと州域ネットワークである。この発展の理由が州および連邦の図書館法および図書館行政にあることは明らかである。

以上の二点から、わが国における公共図書館ネットワークの遅れは県レベルおよび国レベルにおける図書館行政と図書館政策の不足にあると考えられる。したがって、県レベルおよび国レベルの図書館ネットワーク政策が期待される。

5.3 図書館ネットワークのパターン

米国公共図書館ネットワークの発展段階としては、1960年代に図書館システムが普及し、1970年代に州域ネットワークが整備されたことをあげることができる。

日本では、これまで、1970年代に県立図書館の協力事業が開始され、1980年代を通じて一定程度普及したが、1990年代には、県域ネットワークと図書館システムが同時進行することが予想されるし、またそうする必要がある。

ただし、日本では図書館システムが必要でない場合もありえる。なぜなら、(a)米国と日本では地方公共団体の面積が異なり、県域が狭い場合は県単位で一つの単位にまとまることのできる、(b)米国と日本では図書館資源の水準が異なり、日本には強力な図書館システムの中心たりえる市立図書館が少ないからである。

県によってネットワークのパターンは異なってもよいし、異なるはずである。その決定要因は、(a)県域の面積・人口規模、(b)人口・産業の集中・分散度、(c)有力市立図書館の有無、(d)図書館システムの業務の範囲等である。単一の地域・経済圏からなる県では、県立図書館を中心とする県域ネットワークとなり、複数の地域・経済圏からなる県では、図書館システム+県域ネットワークになる。

5.4 図書館ネットワーク推進のための理論的課題

ネットワークを推進するためには下記の点における改革が必要である。

①ネットワーク政策の前提として、図書館サービスの質に注目し、その

改善を図る考え方が必要である。

②厳しい環境のもとで図書館サービスの質の改善を図るには、図書館サービスの質を測定する新しい評価基準が必要である。

③図書館行政のあり方について十分な検討が必要である。特に、目的と手段を取り違えないことが重要である。

目的（住民サービスの向上）⇒ 手段（ネットワーク形成）

目的（ネットワーク形成）⇒ 手段（県立図書館の新築等）

④ネットワークに関する調査・研究の体系化が必要である。公共図書館界には研究のための組織が欠落しており、この点の改革が不可欠である。特に、米国の先例をふまえ、日本の国情に合ったネットワーク論、コンピュータとマークの互換性の欠如のもとの書誌情報ネットワークのあり方の研究が必要である。

結びに代えて

本稿は論議の歴史と枠組の整理を意図したものであるが、枠組としてもほんの出発点到過ぎない。今後は、この枠組をもとに、今回触れることのできなかった多くの文献や資料を取りあげて行きたい。

【注】

- 1) Young, Heartsill 「ALA 図書館情報学辞典」 [*ALA Glossary of Library and Information Science*] 丸山昭二郎ほか訳 丸善, 1988. p.169.
- 2) 上記の翻訳書では「協力組織や連合組織」と訳されているが、原文は「a cooperative system and a federated system」であり、それぞれ見出し項目では「協力システム」「連合システム」と訳されているため、見出し項目に合わせた。
- 3) 注1の文献 p.54.
- 4) 注1の文献 p.257.
- 5) 森耕一「図書館システムとネットワーク」『現代の図書館』vol.18, no.4, 1980. 12, p. 238-241. なお、森は、米国における図書館システム全体を「広義の図書館システム」と呼んでいる。
- 6) Leigh, Carma R. "LSA and the development of library systems," Allerton Park Institute. *The Impact of the Library Services Act; progress and potential: papers presented ...* Ed. with a forward by Donald E. Strout. Distributed by the Illini Union Bookstore. c1962. p.56-57.

- 7) Wheeler, Joseph L. and Goldhor, Herbert. *Practical Administration of Public Libraries*. New York, Harper & Row, c1962. p.449.
- 8) Sinclair, Dorothy. "Digest of the Reports of the California Public Library Commission, pursuant to 1957 Statutes of California, Chapter 2328," *News Notes of California Libraries*, vol.55, no.3, Summer 1960, p.314-315, 318-320.
- 9) 注8の文献 p.319, 321.
- 10) Laich, Kathrine. "Regional reference library service," *News Notes of California Libraries*, vol.56, no.2, September 1961, p.254-265.
- 11) Haas, Warren J. "Statewide and regional reference service," *Library Trends*, vol.12, no.3, Jan.1964, p.405-412.
- 12) Martin, A. Lowell and Bowler, Roberta. *Public Library Service Equal to the Challenge of California*. Sacramento, California State Library, 1965. p.72-77.
- 13) 葉袋秀樹 "レファレンス・アンド・レフェラル・センターの機能—Bay Area Reference Center(BARC)の場合" 『社会教育学・図書館学研究』no.6, 1982,p.26-27.
- 14) "Cooperative library system activities and services," *News Notes of California Libraries*, vol.62, no.2, Spring 1967, p.257-271.
- 15) 一例として次のものがある。Clark, Patricia J. "The Black Gold Cooperative Library System," *News Notes of California Libraries*, vol.59, no.4, Fall 1964, p.463-467.
- 16) Martin, Suzan K. *Library Networks, 1986-1987: libraries in partnership*. New York, Knowledge Industry Publications, 1986. p.65-86.
- 17) 日本図書館協会中小公共図書館運営基準委員会『中小都市における公共図書館の運営』1963. p.205.
- 18) 葉袋秀樹 "戦後県立図書館論の系譜 (II) 1970-1984" 『図書館評論』no.26, 1985, p.29.
- 19) 国立国会図書館対図書館サービス調査班事務局 "図書館の図書館をめざして—対図書館サービス調査報告 (その1 公共図書館の部)" 『国立国会図書館月報』no.268, 1983.7, p.2-15.
- 20) 『平成元年度 (1989年度) 全国公共図書館研究集会報告書』日本図書館協会公共図書館部会事務局, 1990. p.42.
- 21) 葉袋秀樹 "戦後県立図書館論の系譜 (I) 1945-1969" 『図書館評論』no.25, 1984, p.59-68.
- 22) 葉袋秀樹 "戦後県立図書館論の系譜 (II) 1970-1984" 『図書館評論』no.26, 1985, p.16-31.
- 23) 注17の文献 p.202-208.
- 24) 葉袋秀樹 "「第二線図書館」概念の形成—有山崧の所説を中心に" 『図書館学会年報』

vol.32, no.4, 1986.12, p.145-158.

- 25) 注21の文献 p.62-63.
- 26) 注21の文献 p.63-64.
- 27) 社会教育審議会施設分科会小委員会“公立図書館設置および運営の基準案”『図書館雑誌』vol.61, no.3, 1967.3, p.130-132.
- 28) 図書館問題研究会神奈川県立図書館問題臨時委員会“県立図書館の機能を考える(試案)”『図書館雑誌』vol.66, no.11, 1972.11, p.537-541.
- 29) 注22の文献 p.17-19.
- 30) 社会教育審議会施設分科会図書館専門委員会“公立図書館の望ましい基準(案)”『図書館雑誌』vol.67, no.10, 1973.10, p.462-464; 図書館問題研究会『図書館用語辞典』角川書店, 1982. p.700-703.
- 31) 社会教育審議会施設分科会“公立図書館の望ましい基準(案)”『図書館雑誌』vol.67, no.10, 1973.10, p.464-466; 図書館問題研究会『図書館用語辞典』角川書店, 1982, p.703-705.
- 32) 前川恒雄“『公立図書館の設置および運営の基準』作成の経過”『図書館雑誌』vol.67, no.10, 1973.10, p.466-467; 図書館問題研究会『図書館用語辞典』角川書店, 1982, p.705-707.
- 33) 全国公共図書館協議会『図書館全国計画[試案]—公共図書館の広域システム化計画』1982. p.13-17.
- 34) 図書館事業振興法(仮称)検討委員会“図書館事業の振興方策について(第一次案報告)”『図書館雑誌』vol.87, no.10, 1981.10, p.662.
- 35) 塩見昇“作業の目的と経緯”『図書館界』vol.38, no.1, 1987.5, p.1-2.
- 36) 図書館問題研究会政策委員会“住民の権利としての図書館を(1982)—図書館問題研究会政策委員会報告”『みんなの図書館』no.64, 1982.9, p.66-67.
- 37) 日本図書館協会図書館政策特別委員会“公立図書館の任務と目標(最終報告)”『図書館雑誌』vol.81, no.9, 1987.9, p.555-562.
- 38) 日本図書館協会図書館政策特別委員会『公立図書館の任務と目標 解説』日本図書館協会, 1989. 69p.
- 39) 社会教育審議会社会教育施設分科会“新しい時代(生涯学習・高度情報化の時代)に向けての公共図書館の在り方について—中間報告”『図書館雑誌』vol.82, no.3, 1988.3, p.124-130.
- 40) 参考質問についてこのような傾向が見られる。(葉袋秀樹“協力レファレンス・サービスの現状と問題点—都道府県立図書館の場合”日本図書館学会研究委員会編『レファレンス・サービスの創造と展開』日外アソシエーツ, 1990, p.73.参照)
- 41) 信田昭二ほか『5つの公共図書館システム』日本図書館協会, 1976. 94p.
- 42) 森耕一, 伊藤昭治『アメリカ大都市の公共図書館』日本図書館協会, 1977. 136p.

- 43) 佐藤玲秀ほか「アメリカ小図書館のシステム」日本図書館協会, 1978. 167p.
- 44) 叶沢清介“報告書の刊行にあたって”注41の文献 p.3.
- 45) 注36の文献 p.65.
- 46) 注38の文献 p.39.
- 47) 文部省社会教育局学習情報課“「特色ある図書館実態調査」のまとめ”全日本社会教育連合会「社会教育に関する答申集 IV」1988. p.234-236.
- 48) 糸賀雅児ほか“わが国における図書館ネットワークの構想—県域ネットワークの分析を通して”『図書館界』vol.41, no.3, 1989.9, p.112-121.
- 49) 田村俊作, 三井幸子“都道府県の図書館構想と県立図書館”『図書館雑誌』vol.84, no.6, 1990.6, p.366-368.
- 50) 北海道産業調査協会「地域図書館と情報ネットワークに関する研究—北海道を例として」1982. 277p.
- 51) 北海道産業調査協会「地域図書館ネットワークに関するモデル構築—北海道を対象として」1984. 323p.
- 52) 北海道産業調査協会「北海道図書館情報ネットワーク構築の研究—全国ネットワークのモデルとして」1986. 394p.
- 53) 参納哲郎“市町立から県立図書館へのリクエスト資料”『現代の図書館』vol.20, no.3/4, 1982.12, p.159.
- 54) 塩見昇“他館から借りて提供した資料の実態—大阪府下公立図書館の場合”『図書館界』vol.37, no.3, 1985.9, p.143.
- 55) 大塚敏高“相互貸借の日常化と県立図書館の役割”『図書館雑誌』vol.83, no.2, 1989.2, p.74-76.
- 56) 大塚敏高“お尋ね本に見る図書館世相”図書館問題研究会神奈川支部「図書館は生きている—'88 図問研教室記録集」1989. p.50-70.
- 57) 注53の文献 p.155-156.
- 58) 未発表資料.
- 59) 埼玉県立(浦和, 熊谷, 川越, 久喜)図書館「図書館相互協力実態調査報告書」1989. p.11.掲載の表を加工したもの.
- 60) 注59の文献 p.8-9.
- 61) 矢田翫“新潟県立の新館基本構想—ネットワーク計画を中心に”『図書館雑誌』vol.84, no.3, 1990.3, p.139.
- 62) 雨谷逸枝“都立図書館のある試み”『図書館評論』no.24, 1983, p.70.
- 63) 注36の文献 p.67.
- 64) 注37の文献 p.45-46.
- 65) 注52の文献 p.81-116.
- 66) 注33の文献 p.17.

- 67) 葉袋秀樹 “都道府県立図書館蔵書目録の現段階—「埼玉県立図書館合同蔵書目録」(前・後編)” 『書誌索引展望』 vol.11, no.1, 1987.2, p.18-31; vol.11, no.2, 1987.5, p.1-11.
- 68) 参納哲郎 “富山県の総合目録事業が意味するもの” 『図書館雑誌』 vol.79, no.7, 1985.7, p.395.
- 69) 注51の文献 p.125-133.
- 70) 葉袋秀樹 “都道府県立図書館における目録機能の発展—冊子体目録からオンラインネットワークへ” 『現代の図書館』 vol.23, no.4, 1985.12, p.225.
- 71) 和中幹雄 “岐路に立つ Japan MARC” 『現代の図書館』 vol.25, no.3, 1985.12, p.160.
- 72) 日本図書館協会情報管理委員会ネットワーク調査小委員会 『公共図書館の情報ネットワーク』 1988. 132p.
- 73) 葉袋秀樹 “協力レファレンス・サービスの現状と問題点—都道府県立図書館の場合” 日本図書館学会研究委員会編 『レファレンス・サービスの創造と展開』 日外アソシエーツ, 1990. p.67.
- 74) 注73の文献 p.71.
- 75) 注73の文献 p.86-87.
- 76) 注73の文献 p.80-81.
- 77) 一戸泰 『市町村立図書館相互協力の現状』 1988. 102p. (1987年度図書館情報大学卒業研究) (未発表資料)
- 78) 注6の文献 p.54,58.
- 79) 注7の文献 p.451-452.
- 80) Leigh, Carma R. “Interlibrary cooperation in California,” *The Public Library Reporter*, no.12, Chicago, ALA, 1967. p.4.
- 81) 注6の文献 p.49.
- 82) 注80の文献 p.4.
- 83) 注8の文献 p.320-321.
- 84) “Master Plan for Public Libraries in California, adopted by the California Library Association at Coronado, October 26, 1962,” *California Librarian*, vol.24, no.1, 1985.12, p.224-229.
- 85) “Library Services Act” 『JLA Infomation Service』 vol.1, no.2, 1960.7, p.14-16. “Library Services Act (図書館奉仕法)” 『ひびや』 vol.2, no.12, 1960.3, p.33-36.
- 86) *American Library Laws*. 3.ed. 1.suppl. 1963-1964. Chicago, American Library Association, 1965. p.18-22.
- 87) *American Library Laws*. 4.ed. Chicago, ALA, 1973. p.552-558. “State Aid” の項, p.555,557.
- 88) Brown, Eva R. “Multitype library cooperation in Illinois,” *Inspel*, vol.17,

- no.2, 1983, p.93.
- 89) 注16の文献 p.75.
- 90) State of California. "Summary of State Library Services Act and Library Services and Construction Act program in ten-year period ending June 30, 1966," *News Notes of California Libraries*, vol.62, no.3, Summer 1967, p.337-339.
- 91) 日本図書館協会小図書館運営研究委員会「小図書館の運営—小図書館運営研究委員会報告」1966. p.47.
- 92) 石塚正成“図書館制度からみた県立図書館の機能領域”『図書館と社会—武田虎之助先生古稀記念文集』1970. p.24.
- 93) 葉袋秀樹“地方自治と図書館”森耕一編『図書館法を読む』日本図書館協会, 1990. p.40-42.
- 94) 小林俊夫“大阪府の図書館組織について”『大阪府立図書館紀要』no.4, 1968.3, p.3.
- 95) 浅見勝也“府県立図書館法制序説”『大阪府立図書館紀要』no.17, 1981.3, p.2-24.
- 96) 山代義雄“府県立図書館の地方自治制度上の位置付け”『大阪府立図書館紀要』no.26, 1990.3, p.2-7.
- 97) 注92の文献 p.24.
- 98) 伊藤昭治“図書館奉仕”森耕一編『図書館法を読む』日本図書館協会, 1990, p.96.
- 99) “図書館法規に関する質問と回答”森耕一編『図書館法を読む』日本図書館協会, 1990. p.255-256.
- 100) 澤田正夫“図書館の広域的奉仕活動について—行政区を越えた資料の個人貸出”『平成元年度関東地区公共図書館協議会研究集会報告書』1990. p.40-43. “大都市周辺地域における都市連合への試み—埼玉県南5市図書館の行政区域を越えた資料の個人貸出し”『都市問題』vol. 81, no.9, 1990.9, p.41-54.
- 101) 加藤良重“広域事務の共同処理方式”天野巡一「政策法務と自治体」日本評論社, 1989. p.140-152.
- 102) 葉袋秀樹“域外利用者への貸出と共通貸出制度”『図書館評論』no.24, 1983, p.50. 提言の一例として次のものがある。関根達雄“公共図書館の相互協力を考える—資料の広域利用の方式をめぐって”『インフォメーション・プラザ』no.5, 1981.7, p.13-16.
- 103) 葉袋秀樹“都道府県教育委員会における図書館行政の現状と問題点”日本図書館学会研究委員会編『日本における図書館行政とその施策』日外アソシエーツ, 1988. p.88, 91.
- 104) 丸山泰通“日本における「全国総合目録」沿革ノート”『図書館研究シリーズ』no.19, 1978, p.18-55.